

お客様相談室便り

平成20年
5月号

本年度、羽蟻の第一報は、
4月7日 北九州市・山口市

ES



水道法及びビル管理法の一部改正 水道水質基準項目 50項目⇒51項目

水道水質基準 51項目

- * 人の飲用、生活利用上のために水道水が満たしていかなければならないもの。
(水銀やトリハロメタンなどの人の健康に影響を与える項目・色、濁り、臭いなどの生活利用上支障を及ぼすおそれのある項目)
- * 水道事業者等は、この基準に適合した水の供給と定期的な水質検査が義務。

水質管理目標設定項目 27項目

- * 水質基準項目ではないが、一般環境中で検出されたり、使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性があるなど、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて監視を行い、その検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目。
- * 「塩素酸」が削除され、「従属栄養細菌」が追加。

要検討項目 40項目

- * 毒性評価が定まらない項目または浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目。次の見直しの機会に適切な判断ができるよう、必要な情報・知見の収集に努めることとされている。

水道水は、塩素消毒を行い、給水栓における水がある一定量の残留塩素を保持することが義務付けられている。

(二酸化塩素や次亜塩素酸ナトリウムなどを使用)

塩素酸は浄水処理の過程で二酸化塩素を使用した場合に、分解生成物として発生する為、従来より水質管理目標設定項目に設定されていた。

しかし、次亜塩素酸ナトリウムにおいても、長時間貯蔵すると塩素酸濃度の上昇が起こることが明らかとなった。

(特に高温下での貯蔵はその上昇が顕著となる)

こういった背景により

平成20年4月1日より

「塩素酸」が水道水質基準項目に追加

[基準値：0.6mg/L以下]

[測定時期：毎年6月1日から9月30日までの間に1回]

HS



特定商取引法の改正案決定！今通常国会で可決の見通し

不招請勧誘規制の導入

勧誘拒否の意思表示を受けた場合、再勧誘の禁止と勧誘される意思を確認する努力義務

過量販売の取消権の導入

「通常必要とされるもの」を越える量の契約は1年以内なら取消可能

行政制限・罰則の強化

資料の提出命令付与、関係各所への命令可能
懲役年数及び罰則額の引き上げ

日本訪問販売協会の機能強化

「被害者救済基金」を設置予定
特商法違反会員に過怠金、除名措置等

平成19年度 お客様相談室 各種受付件数

消費者保護の法律改正が続く中
この件数を見て

どう思いますか？

× 件数が、昨年より少なくなっているから、今まで良いんじゃないの？！

O 一企業が、受ける件数としては、まだまだ多いから、今以上にお客様の立場に立った活動が求められている！！

	フリーダイヤル	手紙・ハガキ (所属受付分含)	クーリング・オフ 受理ハガキ発送	苦情・コンプレイン	消費生活センター (FD入電)	PIO-NET件数 (平成19年度) 4/25集計まで
北部九州	2,015	207	486	11	14	121
南部	784	47	116	2	3	41
西部	833	113	207	4	11	33
中国	1,736	193	363	7	15	96
四国	1,074	101	270	6	9	48
関西	3,329	341	731	20	22	161
中京・関東	990	68	92	0	4	48
ES	934	1	0	0	1	0
環境	78	0	0	0	0	0
その他	63	0	0	0	0	4
合計	11,836	1,071	2,265	50	79	552
平成18年度 合計	15,289	740	982(*)	55	120	758

(*)平成18年度のクーリング・オフ受理ハガキは、11月より開始しましたので、実質5ヶ月間の集計です。